

あなたのお家は大丈夫?!



産業建設課
お知らせ

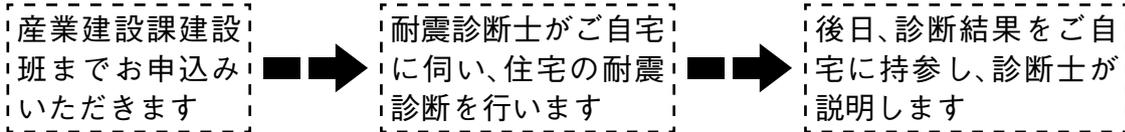


■ 耐震診断

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅および非木造住宅で、地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

上記の対象となった場合、耐震診断の費用が、木造は無料、非木造は2/3補助となります。

〔木造住宅の耐震診断の流れ〕



お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

■ 耐震改修

《木造住宅》

耐震診断を実施された方で、総合評点が1.0未満の住宅について補助の対象となります。

改修については、一般型補強(総合評点を1.0以上に補強)と避難重視型補強(総合評点を0.7以上に補強)の2種類がありますので、詳しくはご相談ください。

《非木造住宅》

耐震診断を実施された方で、I S値が0.6未満または、q値が1.0未満の住宅について補助の対象となります。

改修については、木造住宅とは異なり一般型補強(I S値を0.6以上かつq値1.0以上に補強)のみとなっています。

■ 耐震補強設計

耐震改修を実施される方につきましては、耐震補強設計についても補助の対象となります。

対象となるのは耐震改修の場合と同様に、木造住宅で総合評点1.0未満、非木造住宅でI S値0.6未満、q値1.0未満となっています。



耐震診断・耐震改修を希望される方は、産業建設課 建設班までお申し込みください。

◎《申込期日》平成27年9月30日(水)

◆狩猟免許更新に係る適性検査および講習(一部抜粋)

開催日時	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月3日	金	13:30	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2-1-2
7月15日	水	13:30	日高川交流センター	日高川町高津尾718-3
7月17日	金	13:30	日高川町農村環境改善センター	日高川町小熊2416
7月22日	水	13:30	日高町中央公民館	日高町高家626
7月25日	土	13:30	きびドーム	有田川町下津野2021

◆狩猟免許試験

開催日時	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月12日	日	正午	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月23日	日	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2-1-2
			上富田文化会館	上富田町朝来758-1

新たに狩猟(わな猟)免許を取得しようとする農家のみなさまに対し、免許取得に要する経費(免許講習料・免許試験手数料)の一部を補助します。

本年度の主な狩猟免許試験日程および会場は左表のとおりです。詳しくは、産業建設課産業振興班(☎63・3804)まで。

なお、講習や受験の申し込みは、日高振興局農業振興課(☎24・2926)まで。

狩猟免許取得の経費を補助します



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

風しん予防接種の 費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気になるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、パートナーの方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦さんの夫への風しん予防接種または、麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

《対象者》

日高町に住所を有する方で、左記の事項に該当する方

● 19歳～49歳の妊娠を予定

または希望している女性

(昭和40年4月2日～平成9年4月1日生)

※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります

● 妊娠している女性の夫(母子健康手帳で確認します)

《助成期間》

平成27年4月1日

～平成28年3月31日

《助成方法》

● 助成券の発行による助成

健康推進課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

◇ 申請に必要なもの…印鑑

(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

● 償還払いによる助成

接種完了後、医療機関に接種費用をお支払いください。

必要書類をご持参の上、健康推進課へ費用の償還を申請してください。

◇ 申請に必要なもの…印鑑・領収書・接種済証・振込先の通帳(母子健康手帳(妊娠してる女性の夫))

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

一般不妊治療費の 助成について

少子化社会の中、不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、一般不妊治療費の一部を助成します。

■ 対象者

左記の全ての要件を満たす方
・ 法律上の婚姻をしている夫婦であること

・ 夫または妻のいずれか、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること
・ 各種医療保険に加入されていること

・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

■ 助成内容

助成額…1年度につき20万円を限度に助成

助成期間…連続する2年間の費用を助成

■ 対象となる治療

・ 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療および不育治療

・ 医療保険適用外の不妊治療(体外受精および顕微授精を除く)および不育治療(人工授精など)

※治療の一環として行われる検査および治療開始前に不妊の原因を調べるための検査も対象となります
※不妊治療を実施している産婦人科・泌尿器科であれば、県内外を問わず対象となります

■ 申請について

申請は健康推進課まで。

一般不妊治療終了後、申請書に関係書類を添付して、平成28年3月末日までに申請してください。(ただし、治療が1月末までである場合は4月末日まで、2月までである場合は5月末日まで、3月までである場合は6月末日まで申請できます。)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎63・3801)まで。